

産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 7日

広島県知事 様

提出者

住所

広島県三次市高杉町10205番地2

氏名

中国アステック株式会社
代表取締役 加藤修司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

0824-66-1230

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国アステック株式会社
事業場の所在地	広島県三次市高杉町10205番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 条例別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	総合工事業（舗装工事業）
②事業の規模	資本金22,500,000
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	AS廃材受入⇒重量計量⇒廃材置場にストック⇒ ⇒1次破碎ジョークラッシュャー⇒2次破碎ハルドパクト⇒再生骨材 ⇒アスファルト合材添加し再生合材製造及び割込碎石に添加し再生路盤材製造

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 条例別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 条例別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト廃材）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	904.72 t	t
(これまでに実施した取組)			
アスファルト廃材については、全数中間処理（破碎）し、再生合材及び再生路盤材として処理している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
現状と同じ			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **条例別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	全処理委託量	3.675 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
再生処理品目を持つ再生処理業者に全数委託している。			

②計画	【目標】 条例別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)
 現状：前年度（令和4年度）実績量
 計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	3.675	4.200										3.675	4.200			3.675	4.200			
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	904.72	0						904.72	0											
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	908.395	4.2	0	0	0	0	904.72	0	0	0	3.675	4.2	0	0	3.675	4.2	0	0	0	0

条例別紙 2 (条例-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	舗装工事業
②事業の規模	資本金22,500,000
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	自社発生AS廃材については、現場より産廃収取運搬業者に依頼して自社中間処理工場（最終処理）に搬入、計量後、1次破碎及び2次破碎によりAS再生材を製造し、アスファルト合材に30%添加し再生合材を製造、三次市内及び近郊の建設業者に販売している。また再生路盤材も同様に製造販売している。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 工事現場で発生するAS廃材については、自社工場において再生化してる。他の産業廃棄物については、各産業廃棄物処理業者に委託処理している。
②計画	（今後実施する予定の取組） 現状と同じ

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類はバラ、廃プラスチックはコンテナにて分別している。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状と同じ

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 取り組みはしていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 取り組みはしていない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 再生合材及び再生路盤材
②計画	(今後実施する予定の取組) 再生合材及び再生路盤材

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 取り組みはしていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 取り組みはしていない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 各産業廃棄物処理業者の許可証の事業区分をよく確認後、委託契約書を契約後各産業廃棄物処理を委託処理している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 各産業廃棄物処理業者の許可証の事業区分をよく確認後、委託契約書を契約後各産業廃棄物処理を委託処理している

管理体制図

